

鹿屋市電子計算組織の管理運営に関する規程の一部を改正する訓令

鹿屋市電子計算組織の管理運営に関する規程（平成18年鹿屋市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「作成から廃棄に至るまでの経過を記録するため、記憶媒体台帳（別記第1号様式）を作成し、これを保管」を「利用を管理」に改める。

第17条第1項中「電子計算担当者」を「デジタル推進課の職員」に改める。

第23条を削る。

第24条第1項中「電子計算担当者」を「デジタル推進課の職員」に改め、同条第2項中「入退室記録簿（別記第3号様式）に必要事項」を「入退室」に改め、同条を第23条とする。

第25条第2項中「市長」を「ネットワーク管理責任者」に改め、同条を第24条とし、第26条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。

別記第1号様式から第3号様式までを削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程（平成18年鹿屋市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第24条第1項」を「第23条第1項」に改める。